

## デジタル社会における消費取引研究会について

### 1. 開催趣旨

AI を始めとしたデジタル技術の急速な発展とそれらの消費取引への実装は、消費取引を巡る環境を大きく変化させてきている。そのような中、デジタル社会における購入者等の利益の保護並びに適正かつ円滑な商品等の流通及び役務の提供を達成すべく、購入者等が不当な損害を受けることのないよう、また、取引が公正なものとなるよう講ずべき施策の領域と手段について研究する。

本研究会では、デジタル社会であるがゆえに消費取引、消費者の意思形成に大きな影響を与え得る外縁、例えば、技術や科学、工学、各種統計、教育等の多角的な視点からの専門的意見を基に、エビデンスに基づく議論を自由闊達に展開する。

特に、デジタル技術特有の加速的な可変性を踏まえ、悪質事案への厳正かつ迅速な対応の在り方として、これまでの規制による効果を検証するとともに、デジタル消費取引における効果的な対処策を導く。

### 2. 委員等

消費者庁取引対策課長が、学者、実業家、法曹、消費者団体等の関係者の参集を得て開催する。具体的には資料2のとおり。

### 3. 事務局

本研究会の事務は、関係課室等の協力を得て、消費者庁取引対策課において処理する。